

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

発令 ；平成12年2月10日号外厚生省告示第20号

最終改正：令和3年3月15日号外厚生労働省告示第73号

改正内容：令和3年3月15日号外厚生労働省告示第73号[令和3年4月1日]

○指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

〔平成十二年二月十日号外厚生省告示第二十号〕

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第二項及び第五十八条第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

一 指定居宅介護支援に要する費用の額は、別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表により算定するものとする。

二 指定居宅介護支援に要する費用の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

三 前二号の規定により指定居宅介護支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

前 文〔抄〕〔平成一二年一二月二八日厚生省告示第四九〇号〕

平成十三年一月六日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成一五年二月二四日厚生労働省告示第五一号〕

平成十五年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成一八年三月一四日厚生労働省告示第一二四号〕

平成十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二一年三月三日厚生労働省告示第五一号〕

平成二十一年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二四年三月一三日厚生労働省告示第八八号〕

平成二十四年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二六年三月一二日厚生労働省告示第六八号〕

平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二七年三月二三日厚生労働省告示第八四号〕

平成二十七年四月一日から適用する。

附 則〔平成三〇年三月二二日厚生労働省告示第七八号抄〕

- 1 この告示は、平成三十年四月一日から適用する。ただし、〔中略〕この告示による改正後の指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費のハの注の二及び厚生労働大臣が定める基準第八十四号二の規定は平成三十一年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成三一年三月二八日厚生労働省告示第一〇一号〕

平成三十一年十月一日から適用する。

附 則〔令和三年三月一五日厚生労働省告示第七三号抄〕

（施行期日）